

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金保険料は、母が組の集金により納付していた。一緒に納めていた母に納付記録があるのに私の記録が未納となっているのは納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 59 年 12 月 15 日において、申立期間の保険料は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたとするその母親は、国民年金手帳記号番号の払出し以降、全ての任意加入期間について保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人も申立期間を除き、現在までの国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで
申立期間の保険料は、納付組織による集金で納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ3か月と短期間である上、A町（現在は、B市）の国民年金保険料徴収簿に記載されている納付年月日から、申立人は、申立期間前後の昭和52年4月から平成元年1月までの国民年金保険料を全て現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、20歳から60歳まで厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行い、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 352

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間当時の国民年金の記録が、当初申請免除とされ、後に未加入とされたことが分かった。

厚生年金と国民年金との切替手続きもきちんとしており、申立期間当時は、免除申請しなければならないような経済的な理由は無く、第一子が生まれる大事な時期に年金を未払いにすることはあり得ない。保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金の加入期間について、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていることから、その納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、夫婦において、国民年金保険料を納められないような経済的な事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間のみ、国民年金保険料の免除申請をしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間のうち、平成12年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から15年7月21日まで

申立期間①の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から社会保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成13年1月から同年9月までの期間については、当初、44万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って32万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、44万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても32万円に訂正していることが確認できる。

また、申立期間のうち平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは44万円、13年10月から14年9月までは32万円とそれぞれ記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までの期間を含む12年10月から14年9月までの

期間について9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実即ししたものとは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、12年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録及び事業所が提出した労働者名簿の記載内容並びに代表取締役及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続きをした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員が、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が申立期間②の期間について任意継続被保険者であったことが確認でき、申立人の給与明細書から、厚生年金保険の控除欄で給与から控除されていた保険料は、申立期間当時の国民年金保険料と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間のうち、平成12年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、12年10月から13年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から15年9月21日まで

申立期間①の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から社会保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成13年1月から同年9月までの期間については、当初、26万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、24万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても22万円に訂正していることが確認できる。

また、申立期間のうち平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは26万円、13年10月から14年9月までは22万円とそれぞれ記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上

記 13 年 1 月から同年 9 月までの期間を含む 12 年 10 月から 14 年 9 月までの期間について 15 万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成 13 年 10 月 29 日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め 33 人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13 年 10 月支払いの給与が 1 か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付け及び 14 年 10 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理及び 13 年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12 年 10 月から 13 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録及び事業所が提出した労働者名簿の記載内容並びに代表取締役及び同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「平成 14 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 1 日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続きをした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員が、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が申立期間②の期間について任意継続被保険者であったことが確認でき、申立人の給与明細書から、厚生年金保険の控除欄で給与から控除されていた保険料は、申立期間当時の国民年金保険料と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの期間、61年4月から62年3月までの期間及び62年6月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで
③ 昭和62年6月から平成元年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を銀行の口座振替で納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を口座振替により納付したと主張しているが、申立人が口座振替をしていたとする銀行は、「提供された名前と生年月日でお調べしましたが、該当取引がありませんでした。」と回答しており、申立期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得日から、昭和60年3月以降に払い出されたと推認でき、国民年金保険料を59年4月から銀行の口座振替で納付したとする申立人の主張には不自然な点がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、メモ、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 510 (事案 28 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 51 年 4 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
(B社)
③ 昭和 51 年 12 月 21 日から同年 12 月 26 日まで
(B社)

私はA社に昭和 50 年 12 月に入社し、51 年 3 月 31 日に退社した。その後、B社に同年 4 月 5 日に入社し、同年 12 月 25 日に退社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、A社での資格取得が同年 4 月 5 日、資格喪失が同年 5 月 1 日、また、B社での資格取得がA社での資格喪失と同日、資格喪失が同年 12 月 21 日となっているのはおかしい。B社では同月 22 日から 25 日まで有給休暇を取得したので、同社の資格喪失は同月 26 日となるはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無いこと、ii) 両社とも申立期間当時の人事、給与関係資料等は保存されていないこと、iii) それぞれの事業所における申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の決定に納得できないとし、紙台帳からオンライン記録に写す際に不手際があったのではないかと主張した上で再度申立てをし

ている。

再申立てについて、申立人から新たな資料の提出はなく、申立人の年金記録の内容に不自然な点は見当たらず、申立人が再申立ての際に指摘した内容については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。